3　制動装置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
一　定格荷重又は最大負荷の状態及び定格速度から安全に装置の動作を停止し、停止状態を維持する機能を有すること。
二　停電等により電力が遮断された場合に、自動的に装置の動作を停止する機能を有すること。
4　油圧装置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
一　油圧の過度の昇圧を防止するための安全弁を設けること。
二　停電等により電力が遮断された場合に、自動的に装置の動作を停止する機能を有すること。
三　油漏れにより搬器が自然降下しないよう、降下制限装置を設けること。
5　搬器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
一　搬器の床先と出入口の床面との段差及び隙間は、自動車が支障なく通行できる寸法とすること。
二　搬器が昇降又は横行する領域とこれに接する昇降路又は横行路との隙間は、搬器の動作上必要な余裕を確保すること。
三　搬器が旋回し、又は自動車の前後方向に移動する装置については、駐車ブレーキが掛けられた状態の自動車の移動を抑制するための車止めを設けること。
四　自動車の入出庫時において、主索等の切断による搬器の落下等を生じないよう、降下制限装置を設けること。
五　搬器及びその支持部は、自動車の搭載により降下、傾斜、跳ね上がり等を生じないよう、適切な支持構造を有すること。
6　ターンテーブルは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
一　搭載面及びその支持部は、自動車の搭載により降下、傾斜、跳ね上がり等を生じないよう、適切な支持構造を有すること。
二　搭載面は、自動車が発進時に空転し、又は停車時に旋回により移動することのないよう、十分な保持力を有すること。
三　搭載面及びその周囲の床面には、歩行の障害となるような段差、突起物、隙間等がないこと。

（制御装置等）

第二十条　電源及び電気設備は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
一　電源容量は、他の負荷に関係なく、装置が常時その機能を発揮できるものであること。
二　感電その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設すること。
2　制御盤は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
一　安全上支障がないと認められる場合を除き、装置内で自動車が通過する部分及びその進行方向に設けないこと。
二　管理者又は管理者から許可を受けた者でなければその内部機器及び操作部に触れることのできない機構を有すること。
3　操作盤は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
一　取扱者が乗降室内の状況を視認できる位置に設けること。
二　出入口扉等によって乗降室が遮蔽されるものについては、取扱者が操作位置からも乗降室内の状況を視認できるよう、操作盤又はその付近にモニター等の確認手段を設けること。
4　制御装置は、次に掲げるところにより、起動制御の機能を有するものでなければならない。
一　起動に際して取扱者、自動車又は搬器を認証し、所定の取扱者以外の者による起動を防止する機能を有すること。
二　取扱者の一連の操作が正常に完了しない限り、他の者が操作を行うことができない機構を有すること。
三　取扱者に対して乗降室内の無人状態の確認を促すためのボタンを設け、当該ボタンが押されない限り装置は起動しないものであること。
5　制御装置は、次に掲げるところにより、出入口制御の機能を有するものでなければならない。
一　出入口扉等が閉じた状態でなければ、装置は稼動しないものであること。
二　搬器が正常な位置に停止していなければ、出入口扉等は開かないものであること。
三　出入口扉等に人又は自動車が挟まれることのないよう、障害物の存在を検知して自動的に出入口扉等の動作を停止する装置を設けること。
6　装置内の乗降室には、人の存在を検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。
7　自動車が搬器内の所定の停車範囲からはみ出している場合に、これを検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。
8　搬器が所定の範囲を超えて昇降又は横行した場合に、これを検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。
9　地震その他の振動又は衝撃が発生した場合に、その加速度を検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。
10　操作盤及び乗降室内の適切な位置に、緊急時に手動で直ちに装置の動作を停止できる装置（以下「緊急停止装置」という。）を設けることとする。ただし、乗降室内の緊急停止装置については、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。

（非常口等）

第二十一条　装置内の乗降室には、室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるよう、非常口及び誘導灯を設けることとする。ただし、出入口扉等を設けない装置については適用しない。また、装置が簡易な構造で、出入口扉等が閉じた状態でも外部から乗降室内の状況を容易に視認できる装置については、これを省略することができる。
2　装置内の乗降室には、搬器の旋回等による危険が及ぶ領域又はその危険から回避できる領域を表示することとする。

（掲示）

第二十二条　収容可能な自動車の車種、寸法、重量その他の制限事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示することとする。
2　取扱者が操作時に注意すべき事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示することとする。

第四章　基準の特例

（基準の特例）

第二十三条　この基準により難い特別の事情がある場合においては、個別に国土交通大臣において認定することとする。

附　則

この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。